タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年8月)

8月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社置戸ハイヤー（法人番号１４６０３０２０００２８７）代表者柳橋智春	北海道常呂郡置戸町置戸７０番地	本社営業所	北海道常呂郡置戸町置戸７０番地	R6.8.6	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則３８条第１項	令和６年７月１０日、長期未監査を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	0	0
2	株式会社北華（法人番号７４３０００１０７６７３３）　代表者松浦清	北海道千歳市みどり台北１丁目３番９号	本社営業所	北海道千歳市みどり台北１丁目３番９号	R6.8.26	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項　他１件	令和５年１１月７日及び令和５年１２月２０日、新規許可等を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（２）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）	0	0
3	小樽つばめ交通株式会社（法人番号２４３０００１０４９７８４）代表者小村一隆	北海道小樽市長橋４丁目６番２号	本社営業所	北海道小樽市長橋４丁目６番２号	R6.8.26	輸送施設の使用停止（４５日車）、文書警告及び文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項　他７件	令和６年２月２０日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。８件の違反が認められた。（１）営業区域外旅客運送違反（道路運送法第２０条）、（２）乗務時間等の基準の遵守義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第１項）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（６）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）、（７）指導主任者選任届出義務違反（運輸規則第６８条第１項第３号）、（８）指導主任者退任届出義務違反（運輸規則第６８条第１項第４号）	5	5
4	道南ハイヤー株式会社（法人番号６４４００００１００１３７７）代表者加納康史	北海道函館市桔梗２丁目１８番６号	本社営業所	北海道函館市桔梗２丁目１８番６号	R6.8.26	輸送施設の使用停止（４０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他４件	令和６年５月１５日及び令和６年６月６日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第２項）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）、（５）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４６条）	4	4
5	北海交通株式会社（法人番号９４３０００１０２１４４８）　代表者米子典良	北海道札幌市東区北２４条東１丁目１番地３５号	室蘭支店営業所	北海道室蘭市日の出町１丁目２１番地３号	R6.8.30	輸送施設の使用停止（３０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他３件	令和６年１月３１日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）苦情処理の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３条第２項）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第２１条第５項）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する地理、応接の指導監督義務違反（運輸規則第３９条）	3	3
	以下余白									